

大阪市職員〔栄養士〕採用試験要綱

大阪市健康局

大阪市では、高い志を持ち、多様な価値観を理解し、チャレンジ精神あふれる自律的な人材を求めています。健康都市大阪の実現に向け、ともに頑張っていたただける方の多数の応募をお待ちしています。

受付期間	電子申請 郵送又は持参 詳細は、「申込方法」をご覧ください。	平成30年10月17日(水)から平成30年11月16日(金) 開始日は午前9時00分から、最終日は午後5時00分まで 開始日は午前9時00分から、最終日は午後5時30分まで
第1次試験日	平成30年12月7日(金)	

1 受験資格・採用予定者数・採用予定日

受験資格	採用予定者数	採用予定日
<ul style="list-style-type: none">すでに管理栄養士免許を有する者。 または平成31年3月に学校卒業見込み(既卒含む)でかつ平成31年春の国家試験で管理栄養士免許を取得見込みの者。昭和58年4月2日以降に生まれた者。 上記のすべての条件を満たす方が受験できます。	2名程度	平成31年4月1日

採用予定者数は、今後変更することがあります。

地方公務員法第16条各号(「地方公務員法第16条(抜粋)」参照)に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条(抜粋)

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日程等

試験	試験日	試験内容	合格発表日
第1次試験	平成30年12月7日(金)	専門試験(主として記述式)	平成31年1月中旬(予定)
第2次試験	平成31年1月下旬(予定)	口述試験(個別面接)	平成31年2月上旬(予定)

第1次試験は大阪市役所(大阪市北区中之島1-3-20)にて、午前10時集合(午前9時30分受付開始予定)で実施します。詳細は、受験票に記載して通知します。

第2次試験の日時、場所等の詳細は、第1次試験の合格者に通知します。

第1次試験の合格者は、第2次試験受験の際、次の書類を提出していただきます。

- 管理栄養士免許証の写し(A4サイズに縮小コピーしたもの)【既に免許を有する方のみ】
- 学校の卒業(見込み)証明書及び学業成績証明書
(最終学歴分のみ。ただし、最終学歴が大学院の場合は、大学と大学院の両方が必要です。)

3 申込方法

電子申請（インターネットによる申込み）

受付：平成30年10月17日（水）から平成30年11月16日（金）

（開始日は午前9時00分から、最終日は午後5時00分まで）

大阪市ホームページ「行政オンラインサービス - 電子申請・オンラインアンケート」から申込み
（ https://s-kantan.com/city-osaka-e-shinsei-u/offer/offerList_initDisplay.action ）

<手順>

- (1) 「手続き名」 「栄養士」 「【電子申請】大阪市職員（栄養士）採用試験受験申込（健康局）」 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。
- (2) 手続きの内容を確認するとともに、表示される規約をお読みいただき、「同意する」をクリックしてください。
- (3) 「連絡先メールアドレス」を入力し、「完了する」をクリックしてください。
- (4) 「連絡先メールアドレス」へURLを記載したメールが送られますので、そのURLから申込用の画面にアクセスし、必要事項を入力し、「確認へ進む」をクリックしてください。
- (5) 内容を確認し、「申込む」をクリックしてください。
- (6) 整理番号とパスワードが発行されます（メール通知があります）。
受験票等発行の際に必要となりますので、印刷するなどして大切に保管してください。
- (7) 大阪市健康局が、申込内容を確認し、修正箇所が無ければ「受理」します。
翌々営業日の午後5時までメール通知します。必ず確認してください。メール通知がない場合は、申込みができていない可能性がありますので、大阪市健康局総務部総務課まで必ずお問い合わせください。
なお、申込内容に修正があった場合は、修正期限を設定して「返却」しますので、期限内に修正を行なってください。修正期限を過ぎた場合、申込みは「不受理」となり、受験できませんのでご注意ください。
システム管理等で、一時的に利用できない場合がありますので、余裕を持って申込手続きを行ってください。

《受験票の交付》

受験票は、受験資格等を審査のうえ、PDFファイルで発行します。このPDFファイルは平成30年11月22日（木）ごろダウンロードできる状態になります。平成30年11月26日（月）までに受験票がダウンロードできない場合は、大阪市健康局総務部総務課まで必ずお問い合わせください。

受験票は印刷し、第1次試験日当日に必ず持参してください。

申込みには、連絡が取れるメールアドレスが必要になります。

受験票を印刷するために、プリンタとAdobe Reader（無料）が必要になります。

連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票等を印刷できない方は、インターネットによる申込みはできません。郵送又は持参により、申込みを行ってください。

郵送又は持参による申込み

受付：平成30年10月17日（水）から平成30年11月16日（金）

（開始日は午前9時00分から、最終日は午後5時30分まで）【必着】

次の書類及び封筒を郵送又は持参してください。

(1)大阪市職員採用申込書

必要事項を記入し、3ヶ月以内に撮影した写真を貼付してください。

(2)受験票送付用封筒

受験票を送付しますので、封筒（定型長形3号）に82円分の切手を貼り、必ず郵便番号、住所、氏名を明記してください。なお、平成30年11月26日（月）までに受験票が届かない場合は、大阪市健康局総務部総務課までご連絡ください。

受験票は、第1次試験日当日に必ず持参してください。

《問合せ・提出先》

大阪市健康局総務部総務課（大阪市役所2階）

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 電話：06-6208-9922

Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車 1号出口すぐ
京阪電車中之島線「大江橋」下車 6号出口すぐ

書類を送付する場合は、封筒の表に「栄養士採用試験関係書類在中」と朱書きし、必ず簡易書留で送付してください。なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

4 従事する職務等

配属予定先	健康局、保健所、各区保健福祉センター 等
職務内容	市民や施設に対する、食生活指導・栄養管理・衛生管理 等

5 合格者の決定等について

- (1)合格者の決定は、第1次試験・第2次試験を総合的に判定し、決定します。
試験方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に達しない場合は、他に問わず不合格とします。
試験方法のうち、棄権又は欠席したものが一つでもある場合は、不合格とします。
- (2)可否結果は、可否に関わらず本人に文書で通知します。受験者本人以外にはお知らせできません。
- (3)合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、採用候補者名簿の順位に従って採用予定者を決定します。
- (4)採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退や退職者の増加等で欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度、採用予定者とします。

6 試験結果の開示

不合格の場合、試験結果の開示を希望する方は第1次試験当日に配付する「職員採用試験の結果について」により各試験の合格通知日から10日間以内（消印有効）に郵送で請求してください。受験者本人に限り、順位及び総合得点等をお知らせします。

対象者は、それぞれの試験ですべてを受験した方に限ります。

7 その他

- ・受験資格がないこと及び申込書記載事項に虚偽があれば、合格を取り消すことがあります。
- ・平成30年4月1日現在の初任給（地域手当含む）は、管理栄養士免許を有する大学卒業者の場合、月額201,376円（地域手当を含む。）ですが、採用時には変更されることがあります。その他諸手当が支給されます。なお、職歴などがある人については、その経歴に応じて加算されることがあります。
- ・日本国籍を有しない方で、採用日において法令により永住が認められない方は採用できません。
- ・管理栄養士免許未取得者で平成31年春の国家試験を受験する方は、合格発表日まで医療技術補助員とし、管理栄養士免許を取得できなかった場合は採用できません。
- ・点字受験希望者は、試験時間が異なるなど、お知らせする事項がありますので、必ずお問い合わせください。また、申込み後における点字による受験希望の申し出は受け付けられません。
- ・車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際に大阪市健康局総務部総務課までお問い合わせください。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。また、書類に記載された内容は採用試験の円滑な遂行に用い、それ以外の目的には使用しません。

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者から指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

《大阪市職員採用試験の受験について》

大阪市職員採用試験は、皆さんの受験申込によって試験の準備が進められます。
申込みをした方は、受験してくださるようお願いいたします。

この試験についての問い合わせは

大阪市健康局総務部総務課 TEL (06)6208-9922

大阪市職員(栄養士)募集関連ホームページ
(<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000377173.html>)